

<p style="text-align: center;">現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p style="text-align: center;">改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第1条 適用</p> <p>3. 京都府土木工事共通仕様書</p> <p>工事の細部に係る事項については、京都府発行の土木工事共通仕様書（案）（平成29年9月）に基づき、施工するものとする。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1. 監督職員</p> <p>本共通仕様書で規定している監督職員とは、総括監督員、主任監督員、正監督員及び副監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び正監督員が対応する。</p> <p>11. 指示</p> <p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>22. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打合簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p>23. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を宇治市写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>29. 確認</p> <p>確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員または検査員と受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>30. 立会</p> <p>立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>46. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本工業規格（2019年7月以降は日本産業規格）をいう。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>3. 京都府土木工事共通仕様書</p> <p>工事の細部に係る事項については、京都府発行の土木工事共通仕様書（案）（令和6年4月）に基づき、施工するものとする。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1. 監督職員</p> <p>本共通仕様書で規定している監督職員とは、総括監督員、主任監督員、正監督員及び副監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び正監督員が対応する。</p> <p>11. 指示</p> <p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>22. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打合簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>23. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を宇治市写真管理基準（案）に基づき撮影したものをいう。</p> <p>29. 確認</p> <p>確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員または検査員と受注者が臨場もしくは関係資料等により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>30. 立会</p> <p>立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場等により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>46. JIS規格</p> <p>JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p>

<p style="text-align: center;">現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p style="text-align: center;">改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第3条 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書や土木工事施工管理基準等の公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>第6条 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書の提出を省略する場合において、施工計画書に含めて提出する必要がある書類（再生資源利用計画書、安全訓練の計画等）については、別途提出するものとする。</p> <p>(1) 工事概要</p>	<p>第3条 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書や土木工事施工管理基準等の公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>第6条 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、提出時点で施工方法が確定していない工種については、その工種に着手するまでに該当する施工計画書を提出することができる。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書の提出を省略する場合において、施工計画書に含めて提出する必要がある書類（再生資源利用計画書、安全訓練の計画等）については、別途提出するものとする。</p> <p>(1) 工事概要</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>(2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (7) 施工管理計画 (8) 段階確認、随時検査計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他</p>	<p>(2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要資材 (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (7) 施工管理計画 (8) 段階確認、随時検査計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (16) その他</p>
<p>第7条 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が5 0 0万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提示しなければならない。</p>	<p>第7条 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が5 0 0万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）</p>
<p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。</p> <p>第9条 現場技術員</p> <p>受注者は、建設コンサルタント等に委託した監督業務の一部を実施する現場技術員が配置された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、当該工事を担当する監督に関する業務を行う現場技術員については、別に通知する。</p> <p>(1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり施工に必要な指示、承諾、協議、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 監督職員から受注者に対する指示または通知等を現場技術員を通じて行うことがある。</p> <p>また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p>第10条 工事用地等の使用</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地</p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリレンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>第9条 現場技術員</p> <p>受注者は、建設コンサルタント等に委託した監督業務の一部を実施する現場技術員が配置された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、当該工事を担当する監督に関する業務を行う現場技術員については、監督職員から通知するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または通知等を現場技術員を通じて行うことがある。</p> <p>また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p>第10条 工事用地等の使用</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地</p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第11条 工期の設定</p> <p>受注者は、契約書第1条第2項に規定する工期内の完成を遵守できるよう、十分な工程調整を行わなければならない。</p> <p>なお、工期は、作業期間内の雨天日（降水、降雪）、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び土曜日を見込んでいる。</p> <p>第15条 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 受注者は、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第10条を遵守し、下請負人が宇治市の工事の入札等参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、法定福利費を含む適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>第16条 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる</p>	<p>第11条 工期の設定</p> <p>受注者は、契約書第1条第2項に規定する工期内の完成を遵守できるよう、十分な工程調整を行わなければならない。</p> <p>第15条 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 受注者は、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第10条を遵守し、下請負人が宇治市の工事の入札等参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</p> <p>第16条 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>とともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 施工体制台帳等変更時の処置</p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事現場に備え、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第18条 調査・試験に対する協力</p> <p>2. 公共事業労務費調査</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の貸金時間管理を適切に行なわなければならない。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>第19条 工事の一時中止</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第20条 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p>なお、契約書第1条第3項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。</p>	<p>工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 施工体制台帳等変更時の処置</p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事現場に備え、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出し、併せて掲示したものを変更しなければならない。</p> <p>第18条 調査・試験に対する協力</p> <p>2. 公共事業労務費調査</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の貸金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>第19条 工事の一時中止</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第20条 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p>設計変更の手続きは「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（宇治市、平成31年4月）によるものとする。</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第22条 支給材料及び貸与品</p> <p>6. 修理</p> <p>第24条 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石、加熱アスファルトまたはコンクリート混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を所定の様式（「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」）に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>8. 計画書及び実施書の様式及び保管</p> <p>再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、1部は自社で工事完成後15年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記様式を用いて作成したデータを監督職員に提出するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）</p>	<p>なお、契約書第1条第3項に規定する契約図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。</p> <p>第22条 支給材料及び貸与品</p> <p>6. 修理等</p> <p>第24条 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を法令等に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>8. 計画書及び実施書の様式及び保管</p> <p>再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、1部は自社で工事完成後15年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記様式を用いて作成したデータを監督職員に提出するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するも</p>

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）																																																																																					
<p>第25条 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会依頼の報告</p> <p>受注者は、設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ所定の様式により立会に係る事項（工種、確認時期等）を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</p> <p>なお、低入札価格調査制度を経て契約した工事については、臨場を机上とすることができない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">細 別</th> <th style="text-align: center;">確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>セメントミルク攪拌</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生石灰バイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確認時期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパードレーン		締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時	高圧噴射攪拌	施工完了時	セメントミルク攪拌		生石灰バイル			薬液注入	施工時	<p>のとする。)</p> <p style="background-color: #f0f0f0;">また、毎年度実施される建設副産物実態調査（センサス及び簡易センサス）について、速やかに調査対象工事のデータが提出できるよう準備し、監督職員からの指示があった場合は当該調査に協力すること。</p> <p>第25条 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会依頼の報告提出</p> <p>受注者は、設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会に係る事項（工種、確認時期等）を記載した所定の様式を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</p> <p>なお、低入札価格調査制度を経て契約した工事については、臨場を机上とすることができない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">細 別</th> <th style="text-align: center;">確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>セメントミルク攪拌</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生石灰バイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #f0f0f0;">着手前</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確認時期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパードレーン		締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時	高圧噴射攪拌	施工完了時	セメントミルク攪拌		生石灰バイル			薬液注入	施工時			着手前
種 別	細 別	確認時期																																																																																				
指定仮設工		設置完了時																																																																																				
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																																				
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																																																				
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																				
	置換	掘削完了時																																																																																				
	サンドマット	処理完了時																																																																																				
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																				
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																				
	ペーパードレーン																																																																																					
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時																																																																																				
固結工	粉体噴射攪拌	施工時																																																																																				
	高圧噴射攪拌	施工完了時																																																																																				
	セメントミルク攪拌																																																																																					
	生石灰バイル																																																																																					
	薬液注入	施工時																																																																																				
種 別	細 別	確認時期																																																																																				
指定仮設工		設置完了時																																																																																				
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																																				
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																																																				
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																				
	置換	掘削完了時																																																																																				
	サンドマット	処理完了時																																																																																				
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																				
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																				
	ペーパードレーン																																																																																					
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時																																																																																				
固結工	粉体噴射攪拌	施工時																																																																																				
	高圧噴射攪拌	施工完了時																																																																																				
	セメントミルク攪拌																																																																																					
	生石灰バイル																																																																																					
	薬液注入	施工時																																																																																				
		着手前																																																																																				

第1編 共通編 第1章 総則

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）			改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）		
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時	置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時	築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時	砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土工がある場合） 基礎工、根固工	覆土前 設置完了時	護岸工	法覆工（覆土工がある場合） 基礎工、根固工	覆土前 設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時	躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時	床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションT（I）桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業導入完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作を除く）	ポストテンションT（I）桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業導入完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作を除く）

第1編 共通編 第1章 総則

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）			改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）		
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	地覆工		鉄筋組立て完了時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	橋梁用高欄工		
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後	トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時		鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
		現場溶接工		溶接前 溶接完了時	
		現場塗装工		塗装前 塗装完了時	
ダム工	工事毎別途定める		ダム工	工事ごと別途定める	
鉄筋工	スペーサー個数	鉄筋組立て完了時	鉄筋工	スペーサー個数、かぶり	鉄筋組立て完了時
鋼構造物（工場製作時）		溶接完了時	鋼構造物（工場製作時）		溶接完了時
橋梁上部工	座標管理状況	架設前後	橋梁上部工	座標管理状況	架設前後
重要構造物 （複雑な線形等を有するもの）	座標管理状況	設置前後	重要構造物 （複雑な線形等を有するもの）	座標管理状況	設置前後
立坑工		着手前 施工完了時			
下水道出来形検査	下水道建設課	完成時	下水道出来形検査	下水道施設保全課	完成時
	下水道建設課、下水道管理課、下水道計画課	完成時		下水道施設保全課、下水道計画課	完成時
水道配管工	導、送、配水管	配管後（水圧試験時）	立坑工	深礎工	着手前 掘削時 施工完了時
	割丁字管 分岐（不断水工）	施工時（水圧試験時）		(ライナー)	着手前 施工完了時
	不断水弁	施工時（水圧試験時）		鋼製ケーシング工	着手前 施工完了時
	送、配水管	配管後（水質調査時）		推進機	着手時 鏡切り時
			裏込め注入工	施工時	
			排泥土固化試験	着手前・施工時	
			シールドマシン	製作完了時（工場）	
			セグメント	製作完了時（工場） 施工時	
			裏込め注入工	着手時 施工時	
			排泥土固化試験	着手時・施工時	
			1次履工	完了時	
			2次履工	施工時 完了時	
			場所打入孔工および空伏工	鉄筋組立て完了時 型枠建込完了時	
水道配管工			水道配管工	管路部	管路工事完成時（水圧試験時）
				不断水分岐工	施工時（水圧試験時）
				不断水弁工	施工時（水圧試験時）

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）	
	水質試験	洗管後（水質調査時）
鋼構造物工	重要構造物	工場制作時
橋梁上部工	桁架設工	桁架設前
構造物設置工	複雑な線形を有する重要構造物	設置前
基準高等の確認		
法留め（ブロック積）工	基礎工	基礎コンクリート設置（打設）後
杭工	各種	杭打設完了後
舗装工	下層路盤工	下層路盤施工前
地盤改良工	各種	施工完了時
土工	重要構造物掘削工	施工完了時
土工	小規模土工除く盛土工	施工完了時
管・函渠工		管・函渠据付完了時
構造物工	土中等に埋設される重要構造物	覆土前
河川構造物工	床止め工	コンクリート打設前
河川構造物工	根固めブロック工	設置後
<p>第26条 数量の算出及び出来形図の作成</p>	<p>第26条 数量の算出及び出来形図の作成</p>	
	<p>4. 地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、宇治市地質・土質調査業務共通仕様書に基づいて成果品を作成し、提出しなければならない。</p>	
<p>第31条 施工管理</p>	<p>第31条 施工管理</p>	
<p>3. 標示板の設置</p>	<p>3. 標示板の設置</p>	
<p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者名及び受注者名等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p>	<p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者名及び受注者名等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1を参考とする。</p>	

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）

改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）

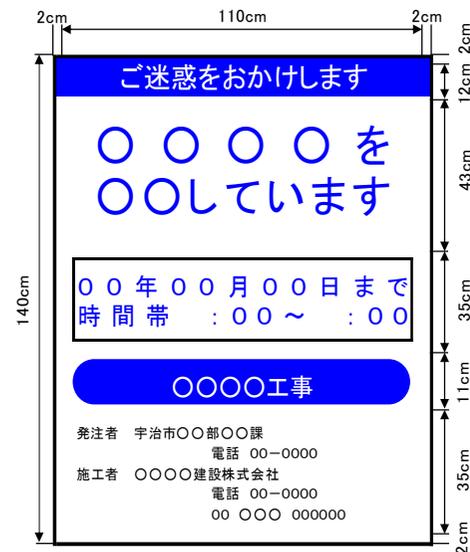


図1-1 標示版の記載例

また、記載内容については表1-2を参考に決定し、施工計画書に記載することとする。

表1-2 工事内容記載例

区分	記載内容	
	工事種別	工事内容
道路管理者工事	道路改良工事	道路を広げています
	道路新設工事	バイパス道路をつくっています
	舗装修繕工事	傷んだ舗装をなおしています
		騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道をつくっています
		歩道を広げています
		歩道の段差をなおしています
道路防災工事	落石対策工事を行っています	

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>		
	電線類地中化工事	電線類の地中化を行っています	
	街路樹維持管理作業	街路樹の剪定作業を行っています	
	除草作業	除草作業を行っています	
	橋梁工事	橋を架け替えています	
	橋梁補修工事	傷んだ橋をなおしています	
		地震対策のため橋の補強を行っています	
	〇〇〇〇修繕工事	傷んだ〇〇をなおしています	
	災害 災害復旧工事	被災した箇所の復旧を行っています	
		壊れた護岸をなおしています	
		堤防の補強のため、〇〇を整備しています	
	河川 工事 河川改修工事	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています	
		洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています	
		〇〇を守るため、護岸を整備しています	
		洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています	
		川幅を広げています	
		川底を下げています	
		河川環境整備工事	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています 〇〇（遊歩道、階段等）をつくっています
	河川災害防除工事	川底の土砂をとっています	
	河川維持系工事	堤防の強化のため、のり面を補修しています	
		堤防を点検するため、草を刈っています	
		傷んだ〇〇（護岸、床止め等）をなおしています	
	公園 工事 公園施設整備工事	公園の施設をつくっています	
		公園リフレッシュ工事	公園の施設をなおしています
		自然歩道施設整備工事	標識や案内板を設置しています
	下水 工事 下水道工事（処理場内）	下水処理施設（土木・建築・機械・電気）をつくって（更新して・撤去して）います 傷んだ下水処理施設（土木・建築・機械・電気）をなおしています 下水処理施設（土木・建築・機械・電気）の点検（修理）をしています	
		下水道工事（管渠）	下水道管をつくって（更新して・撤去して）います 傷んだ下水道管をなおしています 下水道管の点検（修理）をしています

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）																		
<p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、また、宇治市写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、出来形管理基準、品質管理基準及び宇治市写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議のうえ、出来形管理、品質管理及び写真管理を行うものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1144 209 1962 552"> <tr> <td data-bbox="1144 209 1189 363"></td> <td data-bbox="1189 209 1435 363">下水道工事</td> <td data-bbox="1435 209 1962 363"> 浸水を防止する管（施設・ポンプ場）をつくって（更新して・撤去して）います ○○棟（○○施設・下水道管）の耐震補強をしています ○○工事に伴う下水道管の移設をしています 下水道管を埋設したあとの舗装復旧をしています </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 363 1189 400">その他</td> <td data-bbox="1189 363 1435 400">電気工事</td> <td data-bbox="1435 363 1962 400">電気工事を行っています</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1189 400 1435 437">通信工事</td> <td data-bbox="1435 400 1962 437">電話（通信）工事を行っています</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1189 437 1435 474">水道工事</td> <td data-bbox="1435 437 1962 474">水道工事を行っています</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1189 474 1435 510">国土強靱化対策工事</td> <td data-bbox="1435 474 1962 510">※工事内容に応じて記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1189 510 1435 547">いのちとくらしをまもる防災減災工事</td> <td data-bbox="1435 510 1962 547"></td> </tr> </table> <p>工事情報看板等については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」（平成18年3月31日付け 国道利第38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（平成29年9月京都府土木請負工事必携）を参考とする。</p> <p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、また、宇治市写真管理基準（案）により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、出来形管理基準、品質管理基準及び宇治市写真管理基準（案）に定められていない工種または項目については、監督職員と協議のうえ、出来形管理、品質管理及び写真管理を行うものとする。</p>		下水道工事	浸水を防止する管（施設・ポンプ場）をつくって（更新して・撤去して）います ○○棟（○○施設・下水道管）の耐震補強をしています ○○工事に伴う下水道管の移設をしています 下水道管を埋設したあとの舗装復旧をしています	その他	電気工事	電気工事を行っています		通信工事	電話（通信）工事を行っています		水道工事	水道工事を行っています		国土強靱化対策工事	※工事内容に応じて記載		いのちとくらしをまもる防災減災工事	
	下水道工事	浸水を防止する管（施設・ポンプ場）をつくって（更新して・撤去して）います ○○棟（○○施設・下水道管）の耐震補強をしています ○○工事に伴う下水道管の移設をしています 下水道管を埋設したあとの舗装復旧をしています																	
その他	電気工事	電気工事を行っています																	
	通信工事	電話（通信）工事を行っています																	
	水道工事	水道工事を行っています																	
	国土強靱化対策工事	※工事内容に応じて記載																	
	いのちとくらしをまもる防災減災工事																		

<p style="text-align: center;">現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p style="text-align: center;">改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第34条 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>3. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>10. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、研修・訓練等として必要な事項 <p>また、受注者は、下請負人及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の各号の内容の研修を1回以上実施しなければならない。</p>	<p>第34条 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>3. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p style="background-color: #f0f0f0;">また、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第66条の2に規定する事項を定め、関係労働者に周知することとし、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>10. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p style="background-color: #f0f0f0;">なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、研修・訓練等として必要な事項 <p>また、受注者は、下請負人及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の各</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>(1) 建設工事の請負契約に関すること</p> <p>(2) 労働関係法令に関すること</p> <p>なお、上記研修の実施にあたっては、以下の図書等を参考にするものとする。</p> <p>工事請負契約書（第51条）</p> <p>建設業法令遵守ガイドライン（平成29年3月 国土交通省）</p> <p>建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月建設省）</p> <p>新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）</p> <p>15. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>19. 地下埋設物等の立会</p> <p>受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物について、管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。</p> <p>なお、保安対策の打合せを行ったときは、占有者と受注者が打ち合わせた内容を記した書類を作成し、立会者の押印を求め、その写しを監督職員に提出するものとする。</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>24. 感電事故防止の処置</p> <p>受注者は、配電線及び送電線下付近で作業をする場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第349条により、感電事故防止のための処置等について、事前に関西電力（株）と協議しなければならない。</p>	<p>号の内容の研修を1回以上実施しなければならない。</p> <p>(1) 建設工事の請負契約に関すること</p> <p>(2) 労働関係法令に関すること</p> <p>なお、上記研修の実施にあたっては、以下の図書等を参考にするものとする。</p> <p>工事請負契約書（第51条）</p> <p>建設業法令遵守ガイドライン（令和5年6月 国土交通省）</p> <p>建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月建設省）</p> <p>新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）</p> <p>働き方のルール ～労働基準法のあらまし～（令和5年2月 東京労働局）</p> <p>15. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>19. 地下埋設物等の立会</p> <p>受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物について、施設管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。</p> <p>なお、保安対策の打合せを行ったときは、施設管理者と受注者が打ち合わせた内容を記した書類を作成し、立会者の押印を求め、その写しを監督職員に提出するものとする。</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、施設管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については施設管理者全体の現地確認を求め、施設管理者を明確にしなければならない。</p> <p>24. 感電事故防止の処置</p> <p>受注者は、配電線及び送電線下付近で作業をする場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第349条により、感電事故防止のための処置等について、事前に関西電力グループ各社と協議しなければならない。</p> <p>25. 架空線等事故防止対策</p> <p>受注者は、架空線等上空施設の位置及び施設管理者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>第37条 事故報告書</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。</p> <p>第38条 環境対策</p> <p>1. 環境保全</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成24年3月23日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、</p>	<p>査（場所、種類、高さ等）を行い、接触事故等の防止対策が必要な場合は、監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>第37条 事故報告書</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、指示がある場合は期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。</p> <p>第38条 環境対策</p> <p>1. 環境保全</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>また、工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011</p>

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）								
<p>2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装置した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>年以降の排出ガス基準に適合するものとして特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装置した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>								
<p>表1-2 排出ガス対策型建設機械</p>	<p>表1-3 排出ガス対策型建設機械</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 種</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td style="vertical-align: top;"> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 種</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td style="vertical-align: top;"> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考								
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。								
機 種	備 考								
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。								

現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31 年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7 年4月）								
表1-3 トンネル工事前排出ガス対策型建設機械	表1-4 トンネル工事前排出ガス対策型建設機械								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考								
トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。								
機 種	備 考								
トンネル工事前建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。								
<p>8. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>グリーン購入法第10条の規定に基づく京都府庁グリーン調達方針「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p>	<p>8. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>グリーン購入法第6条の規定に基づく京都府庁グリーン調達方針「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p>								
<p>第40条 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28令和3年7月15日改正内閣府・国土交通省令第242号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場にお</p>	<p>9. 流末の水環境</p> <p style="background-color: #f0f0f0;">受注者は、工事内容に応じて、調整池（沈砂池）の設置や、大規模な裸地の出現防止のために段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。なお、その方法等については事前に監督職員と協議のうえ、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>第40条 交通安全管理</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28令和3年7月15日改正内閣府・国土交通省令第242号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板</p>								

現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）	改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）																																				
<p>ける工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値（表1-4）を超える車両を通行させるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-4 一般的制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車両の諸元</th> <th style="text-align: center;">一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>14. 運搬管理表の提出</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	<p>及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値（表1-5）を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-5 一般的制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車両の諸元</th> <th style="text-align: center;">一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>14. 運搬管理表の提出</p> <p>受注者は、建設副産物（産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m
車両の諸元	一般的制限値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m																																				
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				
車両の諸元	一般的制限値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m																																				
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t） 1.8m以上の場合は20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				

<p>現行（土木工事共通仕様書（案） 平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案） 令和7年4月）</p>
<p>「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、伝票等については、監督職員または検査員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>第44条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、あらかじめ所定の様式により作業に係わる事項（作業内容、施工予定時期）を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>第46条 提出書類</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、提出書類を工事提出書類一覧表等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>第48条 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>第49条 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3. 補償</p>	<p>の積載量等を記入した運搬管理表を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、伝票等については、監督職員または検査員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>第44条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、前日までに作業内容、施工予定時間等を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>第46条 提出書類</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、提出書類を工事提出書類一覧表等に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>第48条 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>第49条 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3. 法定外の労災保険の付保</p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>4. 補償</p>

<p>現行（土木工事共通仕様書（案）平成31年4月）</p>	<p>改正（土木工事共通仕様書（案）令和7年4月）</p>
<p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>4. 掛金収納書等の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を速やかに発注者に提出しなければならない。また、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時までに下記の資料を提出しなければならない。</p> <p>さらに、下請負人に対しても同共済制度の加入を奨励するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 掛金収納書の写し ② 建退共運営実績報告書 ③ 労働者の就労日報 ④ 共済証紙受払簿（契約工期3ヶ月以上の場合） ⑤ 建設業退職金共済制度辞退届（建退共対象者がいない場合） <p>5. 損害賠償保険加入への努め</p>	<p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度の履行</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を速やかに（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に提出しなければならない。また、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時までに下記の資料を提出しなければならない。</p> <p>さらに、下請負人に対しても同共済制度の加入を奨励するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 掛金収納書の写し ② 建退共運営実績報告書 ③ 労働者の就労日報 ④ 共済証紙受払簿（契約工期3ヶ月以上の場合） ⑤ 建設業退職金共済制度辞退届（建退共対象者がいない場合） <p>6. 損害賠償保険加入への努め</p> <p>第55条 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、有資格者により石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。大気汚染防止法に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果」を京都府に報告するとともに、石綿障害予防規則に基づき、所轄労働基準監督署にも報告を行わなければならない。</p>